

呉明植『民法総則〔伊藤塾呉明植基礎本シリーズ〕』*訂正表

【2016年7月20日更新】

◎2刷への重版にあたり、以下の箇所を訂正いたしました。

- 33頁下から11行目、9行目
「保証人」を「連帯保証人」と訂正する。
- 57頁3行目
「Bはおよそ権利を」を「Aはおよそ権利を」と訂正する。
- 64頁下から4行目
「4条」を「5条1項」と訂正する。
- 75頁1行目から2行目
「同意権を付与する」を「同意を要する」と訂正する。
- 86頁下から4行目
「第三者間Cの」を「第三者C間の」と訂正する。
- 87頁下から4行目、2行目
「32条1項ただし書」を「32条1項後段」と訂正する。
- 104頁表
左段2段目 「共同相続した財産」を「共同相続した土地」と訂正する。
左段4段目 「権利能力なき社団の財産」を「権利能力なき社団に実質的に帰属する財産」と訂正する。
- 113頁図
「個別の不動産」を「別個の不動産」と訂正する。
- 152頁下から5行目
「当事者Aの」を「権利者Aの」と訂正する。
- 155頁6行目
「善意の転得者C」を「善意の第三者C」と訂正する。
- 165ページ1行目
「表示された場合」を「表示され意思表示の内容となった場合」と訂正する。
- 168頁2行目
「④の要件」を「③の要件」と訂正する。
- 200頁3行目、12行目
「無名契約」を「無名契約説」と訂正する。
- 201頁表の右段下から4行目
「・建物の賃貸借」を「や建物の賃貸借」と訂正する。
- 222頁11行目
「制限行為者に帰属」を「制限行為能力者に帰属」と訂正する。
- 231頁3行目
「一部無効説」を「一部有効説」と訂正する。

- 250頁6行目
「充分にに」を「充分に」と訂正する。
- 299頁12行目、305頁3～4行目
「最判昭和42・10・27」を明朝体に変更する。
- 320頁下から12行目から11行目
「Cの登記の具備から」を「占有開始時から」と訂正する。
- 325頁下から14行目
「最判昭和43・10・8」をゴシック体に変更する。
- 329頁表の左段下から5段目
「期限の利益喪失特約付債権」の次に「で、期限の利益を喪失した場合」を挿入する。
- 330頁5行目、6行目、下から4行目
「債務者」を「債権者」と訂正する。
- 366頁論証36最終行
「113条本文」を「113条1項」と訂正する。
- 370頁論証44下から12行目
「Cが登記を備えた時点から」を削除する。
- 384頁下から4行目
「〔判例シリーズ57事件〕〔百選Ⅱ28事件〕」を「民集21-8-2110」と訂正する。
- 385頁
3行目「民集22-10-2145」を「〔判例シリーズ13事件〕」と訂正する。
18行目「〔判例シリーズ65事件〕」を削除する。